

配置予定の管理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるが、その旨を明示することができる資料について、健康保険被保険者証は確認書類として認めない。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該役務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和8年1月15日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所長

高橋 涼

◎調達機関番号 007 ◎所在地番号 47

1 調達内容

(1) 品目分類番号 15, 29

(2) 調達件名及び数量

令和8年度園内電気通信設備保守点検業務

一式(電子調達対象案件)

(3) 調達案件の仕様等

入札説明書等による。

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(5) 履行場所 入札説明書等による。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として、予算決算及び会計令(以下「予決令」

という。)第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(7) 電子調達システムの利用

本案件は、競争参加資格確認申請書等(以下「申請書等」という。)の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」に係る一般競争(指名競争)参加資格の参加資格を有する者であること。(有資格者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者」については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める

手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、開札日までに上記一般競争参加資格のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けていなければならない。また、申請中の場合は確認出来る資料を添付すること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(上記2(2)の再認定を受けた者を除く。)

(4) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和60年8月6日付け総会計第642号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請が

あり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 本業務に事業協同組合として申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出することはできない。

(7) 電子調達システムによる場合は、電子認証(ＩＣカード)を取得していること。

(8) 仕様書及び入札説明書の受領を済ませ、かつ、提出期限までに申請書等を提出していること。

(9) 平成23年度以降に、下記(ア)に示す機関等が発注した、下記(イ)に示す設備に係わる保守又は点検業務等において、受注者として業務を完了(令和8年3月31日までに完了見込みを含む)し、その履行実績を証明した者であること。

なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績並びに据付調整を含む製造契約による実績も認めるものとする。

(ア) 発注機関等は次のいずれかに該当する機

関等とする。

- ・ 国の機関(事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む。)
- ・ 地方公共団体又は公共機関(災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関。)
- ・ 地方公社(地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づく地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく土地開発公社)又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの。
- ・ 上記機関が発注した業務の場合は再委託でもよい。
- ・ 民間企業

(イ) 対象設備は次の①から⑤のいずれか1つの設備とする。

- ① 高圧受変電設備
- ② 非常用発電設備（10kW以上）
- ③ 特別高圧受電設備
- ④ CCTV設備
- ⑤ 交換設備

(10) 本業務の配置予定管理技術者は、申請書等の提出期限の時点で次の①から⑪のいずれか1つの条件及び契約締結(令和8年4月1日)時点で⑫から⑯の条件を満たすこと。

なお、業務経験は、電気通信施設点検基準(案)によるいずれかの設備の保守又は点検業務(再委託の実績含む)の実績又は建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績、製造実績とする。

① 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者、もしくは専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、

専門士もしくは高度専門士と称する者で、卒業後 3 年以上の業務経験を有する者であること。

② 学校教育法による高等学校、専修学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後 5 年以上の業務経験を有する者であること。

③ 上記①及び②以外の者で、7 年以上の業務経験を有する者。

④ 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者のいずれかの資格を有し、業務経験が 3 年以上ある者。

⑤ 第二種電気工事士の資格を有し、業務経験が 3 年以上ある者。

⑥ 技術士(総合技術監理部門(選択科目を「電気電子」とするものに限る。))、技術士(電気電子部門)のいずれかの資格を有する者。

⑦ 1 級電気工事施工管理技士、2 級電気工事

施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

⑧ 1級電気通信工事施工管理技士、2級電気

通信工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

⑨ 第一種電気工事士の資格を有する者。

⑩ 工事担任者(第一級アナログ通信)、工事担

任者(第一級デジタル通信)、工事担任者(総合

通信)、工事担任者(旧AI第二種)、工事担任者

(旧DD第二種)のいずれかの資格を有し、業務

経験が3年以上ある者。

⑪ 電気通信主任技術者(伝送交換主任技者)、

電気通信主任技術者(線路主任技術者)のいず

れかの資格を有し、業務経験が3年以上ある

者。

⑫ 通常の勤務時間帯において、沖縄本島内を

主たる勤務地とし2時間以内に国営沖縄記念

公園事務所に到着できること。

⑬ 配置予定管理技術者は、沖縄総合事務局(国

土交通省含む。)発注の他の保守業務、点検業

務又は運転監視業務の管理技術者を兼務する

ことができる。

なお、兼務する場合は、契約締結(令和 8 年 4 月 1 日)時点の手持ち業務量(電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。)は、2 億円未満かつ 5 件以下であること。(本業務を含み、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む。)

配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

本業務の管理技術者が、他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始(令和 8 年 4 月 1 日)までに発注者に兼務しようとする業務の概要を届出なければならない。

管理技術者の手持ち業務量は、本業務の契約締結日(令和 8 年 4 月 1 日)から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合

には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の a ~ d までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

- a 当該管理技術者と同等の業務実績(入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績。)を有する者。
- b 当該管理技術者と同等の技術者資格(入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等。)を有する者。
- c 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。
- d 通常の勤務時間帯において、沖縄本島内を主たる勤務地とし2時間以内に国営沖縄記念公園事務所に到着できること。

⑭ 配置予定管理技術者は、申請書等の提出期

限時に入札参加資格希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

- (11) 本業務に係る申込者は、別途発注済みの「令和7年度 公園事務所関係資料整理業務(受託者：一般社団法人沖縄しまたて協会)」の受託者又は当該受託者(出向元及び派遣元を含む)と資本若しくは人事面(出向及び派遣を含む)において関連がない者であること。
- (12) 競争参加資格確認のため、添付を義務付けた資料の添付がない場合、あるいは記載内容の確認ができない場合は、競争参加資格がなかったもの(失格)とする。また、参考見積書が提出されなかつた場合も同じ(失格)とする。

3 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL及び問合せ先
総務省電子調達システム(調達ポータル)
<https://www.p-portal.go.jp/>
〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川424
番地 沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所 総務課総務係 電話0980-48-3140

(2) 紙入札方式による入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

(1)の問合せ先に同じ。

希望者には、郵送等による交付を行うので申し出ること。この場合において送料は希望者の負担とする。

(3) 入札説明書の交付期間

令和8年1月15日から令和8年3月10日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

(4) 電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の提出期限

令和8年1月30日 12時00分

郵送(書留郵便に限る。)による場合は上記期限までに必着すること。

(5) 電子調達システム及び紙入札方式による入札書の提出期限

令和8年3月9日 12時00分

郵送(書留郵便に限る。)による場合は上記

期限までに必着すること。

(6) 開札の日時及び場所

令和8年3月10日 10時00分

沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

1) 電子調達システムにより参加を希望する

者は、必要な申請書等を上記3(4)に示す

期限までに上記3(1)に示すURLに提出

しなければならない。

2) 紙入札方式により参加を希望する者は、

必要な申請書等を上記3(4)に示す期限ま

でに上記3(1)に示す場所に提出しなけれ

ばならない。

なお、1)、2)いずれの場合も、開札日

の前日までの間において必要な申請書等の

内容に関する分任支出負担行為担当官から

の照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

また、予め限定したＩＣカード以外を使用した場合、入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否　要

(6) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそ

れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。

(7) 本案件にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定及び契約締結は令和8年4月1日とする。ただし、当該案件にかかる令和8年度予算成立が4月2日以降になった場合は、予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、履行開始日は令和8年4月1日からとする。(令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合も同じとする。)

(8) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。この

場合、当該調査に協力しなければならない。

(9) 手続における交渉の有無 無

(10) 詳細は入札説明書等による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity : Ryo Takahashi,
Director of Okinawa Commemorative
National Government Park Office, Okinawa
General Bureau, Cabinet Office.

(2) Classification of the services to be
procured : 15, 29

(3) Nature and quantity of the services to
be required :

FY8 Telecommunication equipment
maintenance 1set

(4) Fulfillment period : From 1 April, 2026
through 31 March, 2027

(5) Fulfillment place : As in the tender
documentation

(6) Qualification for participating in the

tendering procedures : Suppliers
eligible for participating in the
proposed tender are those who shall :

- ① not come under Article 70 and 71 of
the Cabinet Order concerning the Budget,
Auditing and Accounting.
- ② have Grade A or B or C or D on
"provition of service" in the
Kyusyu-Okinawa Area in terms of
qualification for participating in
tenders by Cabinet Office (Single
qualification for every ministry and
agency) in the fiscal years 2025, 2026,
and 2027.
- ③ Being the person who completes duties
as a person of order in maintenance
about facilities or check duties after
2011, and proved the observance of a
contract results.
- ④ not be under suspension of nomination

by Director-General, Okinawa General Bureau, from Time limit for submission of certificate to Bid Opening.

⑤ acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system.

⑥ not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Cabinet Office is continuing state concerned.

(7) Time limit for submission of application forms and relevant documents for qualification : 12:00 30 January, 2026

(8) Time limit for tender : 12:00 9 March, 2026

(9) Contact point for the notice : General Affairs Section, General Affairs Division, Okinawa Commemorative National

Government Park Office, Okinawa General
Bureau, 424 Ishikawa, Motobu town,
Kunigami county, Okinawa prefecture
905-0206 Japan, TEL 0980-48-3140